

旭川市社会福祉審議会の委員を募集します

旭川市社会福祉審議会は、高齢者や障がい者の福祉に関わる取組、計画案など、社会福祉に関する事項（児童福祉に関する事項を除く。）を審議するため、社会福祉法及び旭川市社会福祉審議会条例に基づき設置されている市の附属機関です。

審議会は、学識経験者、福祉団体の代表者や医療関係者など34名の委員で構成し、それぞれの委員は、審議会を組織する3つの専門分科会——障害者福祉専門分科会（委員18名）、高齢者福祉専門分科会（委員11名）、民生委員審査専門分科会（委員5名）——のいずれかに所属することとなります。

今回、次の専門分科会に所属する委員4名を募集します（原則として、男女各1名以上）。

① 障害者福祉専門分科会 募集人員2名

審議事項：障がい者の福祉に関する事項

令和2年度の主な審議内容：第6期障がい福祉計画等の策定など

令和2年度の開催回数及び時間帯：6回（平日の午後6時以降に開催）

② 高齢者福祉専門分科会 募集人員2名

審議事項：高齢者の福祉に関する事項

令和2年度の主な審議内容：第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定など

令和2年度の開催回数及び時間帯：6回（平日の午後6時以降に開催）

○応募要領○

【応募資格】

高齢者や障がい者の福祉に関心がある方で、次のいずれにも該当する方

- ・ 旭川市内に居住又は通勤・通学している方
- ・ 令和3年5月10日現在で、年齢が満18歳以上の方
- ・ 市の附属機関の委員や懇談会の参加者に2つを超えて（3つ以上）就任していない方
- ・ 本市の市議会議員及び職員でない方

【任期】 令和3年5月10日から令和6年5月9日まで（3年間）

【応募方法】

応募用紙に、必要事項と障がい者や高齢者の福祉についての意見のほか応募動機等を400字程度で記載し、持参、郵送、ファックス、Eメール、のいずれかの方法で提出してください（提出書類は返却しません。）

【応募期間】 令和3年3月17日(水)～4月16日(金)消印有効

【選考方法】

- ・ 応募者が募集人員を上回った場合は、選考委員会において応募書類の審査を行い決定します。
- ・ 所属する専門分科会が御希望どおりにならない場合もありますので御了承ください。
- ・ 選考結果は、後日、応募者全員に書面でお知らせいたします。

【報酬】

会議1回の出席につき日額7,700円(所得税等を源泉徴収します)の報酬を支払います。

○応募・問合せ先○

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎3階

旭川市福祉保険部福祉保険課福祉保険係

電話(0166)25-6312(直通)

FAX(0166)24-7008

Eメール: fukushihoken@city.asahikawa.lg.jp